高齢者虐待防止のための指針

（指定基準省令等に基づく高齢者虐待の防止のための指針）

株式会社Ｍ＆Ｃコラボレイション　ケアホーム ディア・レスト可部

2018 年 4 月 1 日作成

1. 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方（イ 高齢者虐待防止に関する基本的考え方）

ケアホーム ディア・レスト可部は「生活の場」であり、入居者様の「その人らしい生活」の支援と、人としての尊厳の保持をビジョンの一つに掲げています。高齢者虐待は、入居者様の尊厳を深く傷つけ、心身の健康や生命を脅かす決して許されない行為です。

当ホームでは、全職員が人権尊重の意識を強く持ち、虐待の防止に努めるとともに、入居者様が安心・安全に穏やかに過ごせる環境づくりを推進します。

【参考】高齢者虐待の定義（分類）
①身体的虐待：入居者様の身体に暴行を加える、または加えるおそれのある行為をする、正当な理由なく身体を拘束する等。
②介護・世話の放棄（ネグレクト）：意図的であるか否かを問わず、食事や水分を与えない、排泄の世話を怠る、放置する等により、入居者様の心身を衰弱させる行為。
③心理的虐待：侮辱する、脅す、無視する、威圧的な言動や拒絶的な態度をとる等により、精神的苦痛を与える行為。
④性的虐待：わいせつな行為をする、またはさせる等、性的羞恥心や苦痛を与える行為。
⑤経済的虐待：本人の同意なしに財産や年金・預貯金を使用する、金銭の管理を不当に行う、サービス利用料以外の金銭を要求する等。

2. その他虐待防止の推進の為に必要な基本方針（ト その他虐待防止の推進の為に必要な基本方針）

１）虐待防止への姿勢

当ホームにおいては、いかなる理由があっても虐待行為を認めません。日頃から他職種連携による丁寧なアセスメントを行い、入居者様の言動の背景を深く理解することで、ストレスや不満の蓄積を防ぎます。

２）風通しの良い環境づくり

密室化や閉鎖的なケア環境を排除し、職員同士がお互いのケアを見守り合い、オープンに話し合える風通しの良い職場風土を維持します。

３）苦情・意見の早期対応

入居者様や御家族からの苦情・意見に対しては、苦情解決窓口等を通じて真摯に耳を傾け、トラブルや不満の芽を早期に摘み取ることで虐待の未然防止に努めます。

3. 虐待防止のための体制（ロ 虐待防止に関する委員会その他施設内の組織に関する事項）

１）虐待防止・身体拘束禁止委員会（指定基準省令等に基づく虐待の防止のための対策を検討する委員会）を設置し、3 ヶ月に 1 回以上開催します。

２）虐待防止・身体拘束禁止委員会は施設長、生活相談員、計画作成担当者、看護師、介護主任等で構成します。必要に応じて、本社職員や外部専門家等の助言を仰ぎます。

３）虐待防止・身体拘束禁止委員会の構成メンバーの責務及び役割分担は以下の通りとします。

責務・役割分担	担当者
虐待防止・身体拘束禁止委員会の責任者	ケア全般の責任者である施設長
虐待防止対応策の担当者	介護主任
相談・申告等への対応や関係機関・ご家族への説明	計画作成担当者　生活相談員
医療的ケアおよび心身の状態変化に関する検討・助言	看護師
第三者・専門家	必要に応じて、本社職員や協力医療機関の医師、精神科専門医等

４）虐待防止・身体拘束禁止委員会では、以下の項目を検討・決定します。

①本指針 6 に定める「施設内で発生した虐待等の報告・通報」の様式や手順を整備します。

②虐待防止チェックリスト等を用いた定期的な施設内自己点検の結果について確認・分析します。

③報告されたヒヤリハットや虐待疑い事例等について発生原因を特定し、再発防止策および是正策を検討します。

④是正策・改善策を講じた場合には、その効果について評価します。

５）虐待防止・身体拘束禁止委員会の結果は、全職員に議事録を交付又は回覧するなどして周知徹底します。

4. 高齢者虐待防止のための研修（ハ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針）

１）高齢者虐待防止のため、全職員その他の従業者に対する職員研修を 月と 月に行います。

２）新規採用時（派遣社員等の入職時を含む）に、必ず高齢者虐待防止のための研修を実施します。

３）研修の内容は、以下のとおりとします。

①高齢者虐待防止法および人権尊重に関する基礎的内容の適切な知識の普及・啓発

②本指針に基づく、虐待防止および早期発見に関する徹底

４）研修の実施内容、実施日時、受講者等については記録を残します。

5. 虐待等発生時の対応（ホ 虐待等発生時の対応に関する基本方針）

１）万が一、施設内において虐待事案が発生または発覚した場合は、被害を受けた入居者様の安全確保と身体的・精神的なケアを最優先に対応します。

２）事実関係を速やかに確認し、虐待・身体拘束防止委員会を臨時開催のうえ、状況の把握と対策を協議します。

３）緊急を要する場合や必要と認められる場合は、速やかに市町村（高齢者福祉担当窓口）や関係機関に通報・連絡し、適切な介入と指導を仰ぎます。

４）御家族に対しては誠意をもって事実関係を説明し、信頼回復に向けた適切な対応を行います。

6. 施設内で発生した虐待等の報告方法等の方策（ニ 施設内で発生した虐待等の報告方法等の方策に関する基本方針）

・職員が虐待または虐待が疑われる事実を発見した場合は、隠蔽せず、直ちに施設長または虐待防止担当者に報告しなければなりません。

・報告を受けた施設長は速やかに状況を把握し、市町村等への適切な報告・通報手続きを行います。

・相談・通報を行った職員に対して、それを理由とした解雇その他の不利益な取扱い（ハラスメント等を含む）を行うことを固く禁止します。

7. 入居者様等による本指針の閲覧（ヘ 入居者様等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

・本指針は、入居者様及び保証人がいつでも閲覧できるようにします。

附則

平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

令和 8 年 11 月 1 日　改定